

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県社会保険協会(以下「本協会」という。)定款 第30条に規定する常勤の役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、本俸、特別調整手当、通勤手当、期末特別手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本俸、特別調整手当、通勤手当は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。

ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給日の翌日)に、支給日が土曜日に当たるときは、その支給日の前日(その日が休日に当たるときは、支給日の翌々日)に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(その日が休日に当たるときは、支給日の翌日)に、支給日が土曜日に当たるときは、その支給日の前日(その日が休日に当たるときは、支給日の翌々日)に支給する。

(本 俸)

第4条 役員の本俸月額別表の範囲とする。

(1) 常務理事

俸給表1号から6号の範囲とし、現常務理事は4号俸とする。

(2) 国家公務員、民間企業等の役員報酬等その他の事情を考慮して、評議員会の決議を経て俸給の月額を増額又は減額することができる。

(特別調整手当の月額)

第5条 特別調整手当は、一般財団法人神奈川県社会保険協会給与規

規程(以下「職員給与規程」という。)第13条の規定に準じて役員に対して支給する。

- 2 特別調整手当の月額、本俸月額については100分20を乗じて得た額とする。

(期末特別手当)

第6条 期末特別手当は、毎年6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき本俸月額、特別調整手当の月額並びに本俸月額に100分の60を乗じて得た額並びに本俸月額及び特別調整手当の月額に100分の60を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には、100分の100、12月に支給する場合には、100分の110を乗じて得た額に職員給与規程第22条第2項中の表に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例による。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、職員給与規程第17条第1項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、支給額の改定その他通勤手当の支給に必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に順ずるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び特別調整手当(以下本条において「本俸等」という。)を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本俸等を支給する。
- 3 第1項又は第2項の規定により本俸等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸等の額は、その月の現日数か

ら勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りに
よって計算する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。

ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及びその
役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、
その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うも
のとする。

(端数処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、
これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものと
する。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成14年9月1日より施行する。
2. この規程は、平成17年5月24日より施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成20年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成22年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
7. この規程は、平成25年4月1日より施行する。